

2004年(平成16年)11月12日

日本弁護士連合会

日本弁護士連合会「司法制度改革推進計画」の取組の状況

枠囲いは、司法制度改革審議会意見書を示す。

「日弁連司法制度改革推進計画」(以下「推進計画」という。)は、2002年(平成14年)3月に策定され、理事会での承認により確定し公表されたものである。

以下、取組の経過と推進計画からみた到達点を中心に記載するが、推進計画策定以前からの関連する取組についても必要な限度で記載する。

1. 弁護士の社会的責任(公益性)の実践

弁護士は、誠実に職務を遂行し、国民の権利利益の実現に奉仕することを通じて社会的責任(公益性)を果たすとともに、その使命にふさわしい職業倫理を保持し、不断に職務活動の質の向上に努めるべきである。

弁護士の公益活動については、その内容を明確にした上で、弁護士の義務として位置付けるべきである。また、公益活動の内容について、透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士がその使命にふさわしい職業倫理を保持するために、「弁護士倫理」を今日の状況に応じて改め、倫理研修を一層充実・強化するとともに、弁護士の職務活動の質の向上をはかるため、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う(平成16年)。

弁護士の公益活動の具体的内容と義務としての位置付け、及び活動内容の国民に対する責任に関し、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う(平成16年)。

1 「弁護士倫理」の改訂

2001年4月 弁護士倫理委員会を設置(弁護士でない外部委員5名を含む。)

「二、目的 委員会は、弁護士活動分野の拡大・多様化・国際化、企業・行政庁等の組織による弁護士の雇用の増加等の状況に鑑み、弁護士倫理規定の国際的動向をも踏まえ、弁護士の職務の質をさらに向上させ国民の弁護士道德に対する信頼を強固にするため、弁護士倫理(平成2年3月2日臨時総会決議)を見直し、その改正案を策定し会長に答申すること、及び弁護士倫理の一層の向上に資する方策を検討し会長に提言することを目的とする。」

以後、弁護士倫理委員会は、答申書の作成に向け調査・検討。

弁護士倫理委員会1次案「弁護士業務基本規程」(案)(2003年5月30日)を作成し、答申。各弁護士会に意見照会。

弁護士倫理委員会2次案「弁護士職務基本規程」(案)(2003年11月28日)を作成し、答申。各弁護士会に意見照会。

弁護士倫理委員会及び弁護士倫理改正執行部ワーキンググループの検討を経て「弁護士職務基本規程案」(執行部案)及び会則中一部改正案を理事会に提出(2004

年7月15日)

理事会において、「会則中一部改正案」を代議員会に付議することを承認(2004年9月4日)

理事会において、「弁護士職務基本規程案」「外国特別会員基本規程中一部改正案」「『弁護士倫理』を廃止する総会決議案」を総会に付議することを承認(2004年9月17日)

臨時総会において「会則中一部改正案」「弁護士職務基本規程案」「外国特別会員基本規程中一部改正案」「『弁護士倫理』を廃止する総会決議案」を審議(2004年11月10日)。2005年4月1日施行予定。

2 公益活動の義務化

各弁護士会での公益活動の義務化への取組

2001年以降、第一東京、第二東京、東京などの弁護士会で会則・会規改正により公益活動を義務化。

「弁護士職務基本規程」(2004年11月10日臨時総会)に、「弁護士は、その使命にふさわしい公益活動に参加し、実践するように努める。」との規定を設ける。

2. 弁護士の活動領域の拡大

- 弁護士法第30条第1項に規定する公務就任の制限及び同条第3項に規定する営業等の許可制については、届出制に移行することにより自由化すべきである。
- 活動領域の拡大に伴う弁護士倫理の在り方を検討し、倫理研修の充実、綱紀・懲戒制度の適切な運用等により、弁護士倫理の遵守を確保すべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士の公務就任の制限及び営業等の許可制については、届出制に移行することに関し、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う(平成15年)。

弁護士の活動領域の拡大に対応し、「弁護士倫理」の在り方を検討し、綱紀・懲戒制度等の適切な運用を行い、「弁護士倫理」の遵守の確保のため、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う。

1 公務就任の制限及び営業の許可制の届出制への移行

法曹制度検討会における日弁連のプレゼンテーション(第3回、2002年4月16日)

営利業務については、弁護士法の改正(届出制への移行)を受けて、会則・会規を整備する。公職については、兼職禁止規定が削除されることを受けて、会則・会規により届出制とする。

弁護士法第30条の改正(2003年7月25日公布。2004年4月1日施行)

会則改正、公職就任の届出等に関する規程の制定、営利業務の届出等に関する規程の制定（2003年11月12日、臨時総会）、2004年3月1日施行。

「営利業務及び公務に従事する弁護士に対する弁護士会及び日本弁護士連合会の指導監督に関する基準」を制定（2004年1月15日理事会で承認。4月1日施行。）

日弁連で営利業務、公職就任に関する届出書式（報告書式）を整備（2004年2月）。

各弁護士会で届出に関する規則整備。営利業務従事弁護士名簿の作成・縦覧のための態勢整備（2004年2月まで）。

営利業務従事弁護士の飛躍的増加

2004年3月まで 許可制のもとで、概ねのべ400名程度

営利業務従事弁護士名簿掲載者のべ948名（2004年10月27日現在）

内訳 会社役員807名 会社従業員77名 自営業64名

公職就任弁護士の増加（弁護士の登録をしたまま公務員となった者）

任期付公務員 22名（2003年1月1日） 49名（2004年8月26日）

民事調停官・家事調停官 なし（2003年1月1日） 57名（2004年10月25日）

2 弁護士倫理の遵守を確保するための方策

「弁護士倫理の在り方」について、「弁護士職務基本規程」を制定（2004年11月10日）。

綱紀・懲戒制度の適切な運用について、弁護士法の綱紀・懲戒制度に関する改正を受け、日弁連会則・会規を改正済み（2003年11月）。各弁護士会の会則・会規を改正済み（2004年3月まで）。（6(2)「弁護士倫理等に関する弁護士会の態勢の整備」の項を参照。）

「弁護士倫理」の遵守の確保のための方策として、倫理研修を充実・強化。

1998年から倫理研修を義務化。登録後1年目・5年・10年・20年・30年にそれぞれ研修を実施。いずれも、当該年度において対象者の97%以上が修了。当該年度の未修了者は翌年以降に受講する扱い。

各弁護士会における市民からの苦情相談窓口の設置とその処理態勢の整備（6(2)「弁護士倫理等に関する弁護士会の態勢の整備」の項を参照）。

3 弁護士へのアクセス拡充

(1) 法律相談活動等の充実

法律相談センター等の設置を進めるべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

全国各地において弁護士へのアクセスを容易にするために、地方裁判所本庁所在地には、弁護士会の「法律相談センター」が既に設置されているが、未設置の一部支部

所在地に同センターを設置するための、所要の取組を行う。

弁護士過疎地において弁護士へのアクセスを容易にするために、弁護士会の費用で設立し、弁護士が常駐する過疎地型「公設事務所」の設置を更に進めることとし、所要の取組を行う（平成15年）。

都市部において弁護士へのアクセスを容易にするために、弁護士会の費用で設立し、弁護士が常駐する都市型「公設事務所」の設置を更に進めることとし、所要の取組を行う。

1 弁護士会の「法律相談センター」を地方裁判所の全支部所在地に設置する取組

2001年5月 市民から弁護士へのアクセスを確保するため、地方裁判所の全支部所在地に弁護士会の「法律相談センター」を設置する方針を決定。

弁護士会の「法律相談センター」の設置状況

全国283か所（2004年10月27日現在）

2004年1月以降の設置 = 13か所（福岡4、東京3、兵庫2、滋賀・岡山・北海道各1）。

2 過疎地型公設事務所の設置

1999年12月 日弁連は、過疎地型公設事務所の設置の取組を開始。

全会員から月額1000円の特別会費を徴収することを決定。

2000年4月 最初の過疎地型公設事務所を開設

過疎地型「公設事務所」の設置状況

全国32か所に増加（2004年10月27日現在）。他に、弁護士がその地に定着したため、2事務所を公設事務所としては閉鎖。

2004年11月から2005年3月までに、さらに7か所の設置を予定。

2004年11月 日弁連特別会費の額を月額1000円から1500円に増額し、徴収期間を2007年3月まで延長することを決定。

3 都市型公設事務所の設置

都市型「公設事務所」の設置状況

全国8か所に設置 = 東京5、大阪2、岡山1（2004年10月27日現在）。うち2事務所（東京・大阪各1）は刑事事件を中心に扱う。

2005年4月までに、さらに2か所（札幌、横浜）の設置を予定。

4 その他（権利保護保険の普及）

弁護士へのアクセスを費用負担面においても容易にするため、一定の場合に保険金によって弁護士費用を賄う「権利保護保険」と日弁連を通じて弁護士を紹介することを制度化

自動車保険とセットにするなどにより、2004年3月現在、加入者は30万人。

(2) 弁護士報酬の透明化・合理化

弁護士報酬の透明化・合理化の見地から、例えば、
個々の弁護士の報酬情報の開示・提供の強化
報酬契約書の作成の義務化、依頼者に対する報酬説明義務等の徹底
を行うべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士報酬の透明化・合理化をはかるため、個々の弁護士の報酬情報の開示・提供
に関し、必要な検討を経たうえ、逐次所要の取組を行う。

弁護士報酬の透明化・合理化をはかるため、報酬契約書の作成、依頼者に対する報
酬説明義務等の徹底に関し、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う(平成16年)。

1 弁護士法第33条2項8号、弁護士法第46条の改正により日弁連及び弁護士会の会 則から「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」が削除されたことに伴う措置

弁護士会及び日弁連の会則の必要的記載事項として弁護士報酬の標準を示す規定を
定めるべきことを規定した弁護士法第33条2項8号、弁護士法第46条の改正(2
003年7月25日公布、2004年4月1日施行)。

日弁連「報酬等基準規程」を廃止(2003年11月12日臨時総会。2004年
4月1日施行。)各弁護士会の報酬会規を廃止(2004年3月まで。いずれも20
04年4月1日施行。)

弁護士の報酬に関する標準を示さない形での「弁護士の報酬に関する規程」を制定
(日弁連2004年2月26日臨時総会。2004年4月1日施行。)

「弁護士の報酬は、経済的利益、事実の難易、時間及び労力その他の事情に照らし
て適正かつ妥当なものでなければならない。」(第2条)

その他、各弁護士が報酬基準を作成して法律事務所に備え置くこと、各弁護士が依
頼者との間で委任契約書を作成して契約を締結すること、報酬等について説明するこ
と、各弁護士が報酬に関する情報を提供し、報酬見積書の作成・公布に努めることを
制度化。

全国の弁護士に対するアンケート結果に基づく弁護士報酬に関するパンフレット、
リーフレットの作成、頒布(2003年秋)。

全国の弁護士が新たな制度に対応するために「弁護士報酬ガイドブック(新しい弁
護士報酬の時代を迎えて)」を作成、頒布(2004年3月)

(3) 弁護士情報の公開

- 弁護士広告の原則自由化に関し、弁護士の専門分野や実績等について
も広告対象として認める方向で検討を加え、必要な措置を講じるべきで
ある。
- 弁護士に関する情報の開示を一層推進すべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士広告の原則自由化に関しては、現在でも、弁護士の取扱分野や実績などについて、一定範囲での広告が認められているが、今後その範囲を更に拡大するかどうかにつき、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成16年）

弁護士に関する情報の開示を一層推進することとし、必要な検討を経たうえ、逐次所要の取組を行う。

1 弁護士広告の範囲の拡大の検討及び取組

日弁連「弁護士の業務広告に関する規程」(平成12年会規第44号)の制定・施行による業務広告の原則自由化。

2 弁護士に関する情報開示の一層の推進

日弁連及び各弁護士会による個々の弁護士の情報開示（ホームページその他の方法による）。

日弁連と各弁護士会で個々の弁護士情報を開示するための制度の整備。

日弁連と各弁護士会における情報開示制度の整備（会員弁護士の情報、法律相談における相談などの情報、会の組織・財政・活動に関する情報、苦情・懲戒などの情報、その他の情報）。

4. 弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化

- 法律事務所の共同化・法人化、専門性の強化、協働化・総合事務所化等を推進するための方策を講じるべきである。
- 弁護士の専門性強化等の見地から、弁護士会による研修の義務化を含め、弁護士の継続教育を充実・実効化すべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

法律事務所の共同化・法人化、専門性の強化、隣接法律専門職種との協働化を推進するための方策に関し、必要な検討を経たうえ、逐次所要の取組を行う。

弁護士の専門性を強化し、弁護士の業務能力を一層高めるため、研修の義務化を含めた弁護士の継続教育を一層充実・実効化する方策に関し、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成16年）。

1 法律事務所の共同化・法人化、専門性の強化、協働化・総合事務所化の推進

専門性の向上

日弁連による知財研修の実施など。

執務態勢の強化（弁護士法人制度）

弁護士法人制度の発足（2002年4月1日）と法人数の増大

2003年 3月31日現在 76法人

2004年10月27日現在 134法人

法律事務所の共同化

ア 1人事務所の割合の減少

| | |
|-------------------|----------------|
| 2002年4月 = 8540事務所 | 所属弁護士の割合 45.3% |
| 2003年4月 = 8077事務所 | 所属弁護士の割合 41.2% |
| 2004年5月 = 8000事務所 | 所属弁護士の割合 39.3% |

イ 11人以上の事務所の増加

| | | |
|------------------|-------|----------------|
| 2002年4月 = 97事務所 | 2165人 | 所属弁護士の割合 11.5% |
| 2003年4月 = 105事務所 | 2473人 | 所属弁護士の割合 12.6% |
| 2004年4月 = 117事務所 | 2792人 | 所属弁護士の割合 13.8% |

ウ 51人以上の事務所の増加

| | | |
|----------------|-------|---------------|
| 2002年4月 = 8事務所 | 688人 | 所属弁護士の割合 3.6% |
| 2003年4月 = 8事務所 | 854人 | 所属弁護士の割合 4.4% |
| 2004年4月 = 9事務所 | 1012人 | 所属弁護士の割合 5.0% |

弁護士以外の法律専門職種等との協働

同一事務所に弁護士と司法書士、税理士、弁理士等が共に在籍する事務所の割合は、日弁連の実施した会員向けアンケート結果によれば、以下のとおりである。

司法書士 2002年3.7% 2004年5.4%

税理士 2002年3.6% 2004年3.3%

弁理士 2002年1.5% 2004年2.4%

その他海事補佐人・行政書士・不動産鑑定士・社会保険労務士のいずれもない法律事務所 2002年89.3% 2004年85.0%

なお、弁護士以外の法律専門職種の事業者と提携関係を有する弁護士は多数いるものの、それに関する調査はされていない。

2 弁護士会における研修の義務化、継続教育の充実強化

日弁連における倫理研修の義務化(1997年に会規を制定)と倫理研修の実施(1998年度から実施)。

登録1年目、・5年、・10年、・20年、・30年に各研修を受講する義務。

各弁護士会における倫理研修、新規登録弁護士研修その他の研修の義務化とその実施。

日弁連及び各弁護士会における専門研修の実施。

5. 弁護士の国際化 / 外国法事務弁護士等との提携・協働

- 弁護士が、国際化時代の法的需要に十分対応するため、専門性の向上、執務態勢の強化、国際交流の推進、法曹養成段階における国際化の要請への配慮等により、国際化への対応を抜本的に強化すべきである。
- 日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである。
- 発展途上国に対する法整備支援を推進すべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士が、国際化時代の法的需要に十分対応するため、専門性の向上、執務体制の強化、弁護士及び弁護士会の国際交流等を更に推進することとし、所要の取組を行う（平成15年）。

法曹養成制度について、これを国際化の要請に配慮する制度とすることに関し、逐次所要の取組を行う。

1 弁護士の専門性の向上、執務態勢の強化等による国際化への対応

専門性の向上

日弁連による知財研修の実施など

国際交流の推進

日弁連国際交流委員会、国際人権問題委員会、国際室などの活動。

ローエイシア2003年大会の日本での開催、IBA（国際法律家協会）の会議、アジア弁護士会会長会議への参加等。その他各種国際会議への参加。

発展途上国に対する法整備支援

国際司法支援活動弁護士登録制度による国際司法支援。

国際協力機構（JICA）の発展途上国支援プロジェクトへの参加

ASEAN 新規加盟諸国に対する IT 法制度整備支援プロジェクトへの参加等。

2 日本弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働の推進

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正（2003年6月25日公布、2005年4月1日施行予定）による外国法共同事業の新たな枠組みと外国法事務弁護士による弁護士の雇用の自由化

特別措置法の一部改正に伴う日弁連会則の一部改正及び「外国法事務弁護士による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程」、「外国法共同事業に関する規程」を制定し（2004年11月10日）、2005年4月1日施行予定。

外国法事務弁護士の登録数は2001年12月＝177人 2003年3月＝189人 2004年3月＝213人と増加してきている。

6. 弁護士会の在り方

(1) 弁護士会運営の透明化等

- 弁護士会運営の透明化を図るべきである。例えば、
 - 会務運営について弁護士以外の者の関与を拡大するなど広く国民の声を聴取し反映させることが可能となるような仕組みの整備
 - 意思決定過程の透明性の確保、業務、財務等の情報公開の仕組みの整備を行うべきである。

- 弁護士会において、弁護士改革など本意見で述べる諸改革を円滑に具
体化し、その適正な運営と発展を確保するため、それに必要な態勢等の
整備がなされることを期待する。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士会運営の透明化を図るため、必要な態勢の整備をなすこととし、必要な検討
を経たうえ、逐次所要の取組を行う。

弁護士制度改革推進のために、日弁連弁護士制度改革推進本部（平成13年12月
設置済）での検討を始め、更に必要な体制の整備に関し、逐次必要な検討を経たうえ、
所要の取組を行う。

1 弁護士会運営の透明化

会務運営について弁護士以外の者の関与を拡大するなど広く国民の声を聴取し反映
させることが可能となるような仕組みの整備

弁護士以外の有識者による日弁連市民会議の設置（2003年7月）。日弁連会長
からの諮問に対して答申するほか、委員からの発議により自由に意見を提出すること
ができ、執行部としてそれに対応することが制度化されている。

倫理委員会、弁護士制度改革推進本部の弁護士報酬に関する部会などへの外部委員
の参加。綱紀委員会、懲戒委員会の外部委員制度と日弁連綱紀審査会（法曹でない外
部委員11名による審査）の制度発足。

意思決定過程の透明性の確保

総会の議事の公開、議事録（議事概要の公開）等に関する会則、議事規程の改正（2
003年11月12日臨時総会で改正、2004年4月1日施行）。

業務、財務等の情報公開の仕組みの整備

日弁連市民会議への日弁連の業務執行状況の報告。

弁護士白書（2002年以降毎年発行）での日弁連、各弁護士会の財務の概要の公
開。

2 弁護士制度改革を推進するための体制の整備

弁護士制度改革推進本部の設置（2001年12月21日理事会）

弁護士倫理委員会の拡充（2003年6月）

弁護士業務委員会から弁護士業務改革委員会への改組

(2) 弁護士倫理等に関する弁護士会の態勢の整備

弁護士会は、弁護士への社会のニーズの変化等に対応し、弁護士倫理
の徹底・向上を図るため、その自律的権能を厳正に行使するとともに、
弁護士倫理の在り方につき、その一層の整備等を行うべきである。

- 綱紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化の見地から、少なくとも、
 - 綱紀・懲戒手続を通じて、これらを担う機関の委員構成の見直し（弁

護士以外の委員の増加など)

- 綱紀委員会の弁護士以外の委員への評決権の付与
 - 懲戒請求者が綱紀委員会の議決に対する異議申出を棄却・却下された場合に、国民が参加して構成される機関に更なる不服申立ができる制度の導入
 - 弁護士の調査・審査への協力義務の明確化等による職権調査の実効化
 - 標準審理期間設定等による迅速化
 - 懲戒委員会の決定に少数意見を明示する等による透明性の向上
 - 懲戒請求者の手続参加の拡充やこれに対する情報提供の強化等の一層の配慮
 - 懲戒処分の過程・結果等に関する公表の拡充
- 等を行うべきである。
- 依頼者等の利益保護の見地から、弁護士会の苦情処理を適正化すべきである。例えば、
- 苦情相談窓口の整備と一般への周知
 - 苦情相談担当者の育成
 - 苦情処理手続の適正・透明化
 - 綱紀・懲戒手続等との連携強化
- 等を行うべきである。
- また、弁護過誤に対する救済を強化するため、弁護士賠償責任保険の普及等の方策を検討すべきである。
- 法曹養成段階での倫理教育、継続教育段階での倫理研修を強化すべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士への社会のニーズの変化等に対応し、弁護士倫理の徹底・向上を図るため、その自律的機能を厳正に行使するための態勢の整備を行うこととし、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成15年）。

綱紀・懲戒手続について、日弁連は、手続に市民が参加し、透明化をはかるため、綱紀審査会制度の導入を決議しているが（平成14年2月28日臨時総会）、一層の透明化・迅速化・実効化に関し、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成15年）。

依頼者の利益保護の見地から、弁護士会の苦情処理制度の適正化に関する諸方策については、全国における苦情相談窓口の一層の整備を図るため、所要の取組を行う（平成14年）。

弁護過誤に対する救済を強化するため、弁護士賠償責任保険の普及等の方策に関し、逐次所要の取組を行う。

- 1 弁護士倫理の徹底・向上を図るため、その自律的機能を行使するための態勢の整備
弁護士倫理に関する取組（1「弁護士の社会的責任の実践」の項を参照）。

2 綱紀・懲戒手続の一層の透明化・迅速化・実効化に関する取組

日弁連、「綱紀・懲戒制度の改革に関する基本方針」の決議（2002年2月28日臨時総会、同年12月5日臨時総会）

日弁連、綱紀・懲戒制度に関する会則改正、会規の整備（2003年11月12日臨時総会で改廃を決定。2004年4月1日施行。）

「会則中一部改正」、「綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程」制定、「綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程」制定、「懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程」、「懲戒処分の公告及び公表等に関する規程」制定、「弁護士会の懲戒の通知に関する規程」制定、「弁護士法人規程中一部改正」、「外国特別会員基本規程中一部改正」、「外国法事務弁護士綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程」制定、「外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程」制定、「外国法事務弁護士の懲戒処分の公告及び公表等に関する規程」制定。

これらの改正により、日弁連綱紀委員会が法律上の審査機関となった。また、懲戒処分の公告について日弁連機関誌「自由と正義」誌上で行うほかこれに加えて官報で公告する制度となった。また、懲戒処分について一般及びマスコミに公表する制度を整備し、業務停止以上の処分については、全件を公表する制度となった。

日弁連、綱紀・懲戒制度に関する規則の制定、改廃（2004年2月理事会で承認。同年4月1日施行）

各弁護士会、綱紀・懲戒制度に関する会則、会規及び規則の改廃、制定（2003年12月から2004年3月。同年4月1日施行。）

これにより、各弁護士会の綱紀委員会において裁判官・検察官・学識経験者が議決権のない参与員として関与していたものが議決権を有する外部委員となる制度となり、また綱紀委員会、懲戒委員会が取扱い案件の数その他の必要に応じて部会を設けることが可能となり、各部会が案件を調査、審査して議決することができる制度となった。

3 苦情処理制度の適正化、苦情相談窓口の整備

日弁連、「苦情相談窓口と紛議調停制度に関するワーキンググループ」を設置（2003年2月7日）し、方策を検討。

苦情相談窓口と紛議調停に関する全国連絡協議会を開催（2002年12月から2004年12月までに4回）

全国の弁護士会で苦情相談窓口（市民窓口）の設置を完了（2003年4月）

弁護士会における会員への苦情処理に関する全国集計基準を策定し、各弁護士会あてに通知（2003年12月）2004年1月から実施。

苦情相談の集計と処理の在り方の検証及び改善の方策を検討、実施。

各弁護士会における紛議調停のマニュアルの作成と紛議調停制度の活用を促進。

4 弁護士賠償保険の普及等

弁護士賠償保険の普及

弁護士がその業務に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を填補するための保険制度として1976年に保険商品の認可を取得。

2003年3月現在、保険加入弁護士は、1万1000名（加入率65.5%）

7. 隣接法律専門職種の活用等

- 訴訟手続において、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、
 - 司法書士への簡易裁判所での訴訟代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。また、簡易裁判所の事物管轄を基準として、調停・即決和解事件の代理権についても、同様に付与すべきである。
 - 弁理士への特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。
 - 税理士について、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出頭し、陳述する権限を認めるべきである。
 - 行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、その他の隣接法律専門職種などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別的に検討することが、今後の課題として考えられる。
- ADR を含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職種などの有する専門性の活用を図るべきである。具体的な関与の在り方については、弁護士法第 72 条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し、法制上明確に位置付けるべきである。
- 弁護士法第 72 条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。
- ワンストップ・サービス（総合的法律経済関係事務所）実現のため、弁護士と隣接法律専門職種などによる協働を積極的に推進するための方策を講じるべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

訴訟手続、及び ADR を含む訴訟手続外の法律事務における隣接法律専門職種の位置付けについては、職種ごとに実態を踏まえて逐次個別的に検討したうえ、所要の取組を行う。

弁護士法第 72 条については、その規制内容を何らかの形で明確化することに関し、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成 16 年）。

ワンストップ・サービス（総合的法律経済関係事務所）については、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成 16 年）。

- 1 日弁連と各弁護士会における ADR（裁判外紛争処理機関）活性化に向けた取組
1998年以降各弁護士会に「あっせん仲裁センター」を設置し紛争の解決をはかる取組が開始され、2002年までに全国に19の「あっせん仲裁センター」が設置され、2003年には年間1118件の事件を取り扱った。
住宅の品質確保の促進等に関する法律が2000年4月1日に施行されたことに伴い、同法において制度化された「住宅紛争審査会」を各弁護士会が受託して設置し、建設住宅性能評価書が交付されている住宅に係わる紛争のあっせん、調停、仲裁による解決をはかっている。2003年には年間20件程度。
日弁連は、交通事故の増加に伴う損害賠償問題に対処するため、運輸省（現国土交通省）の協力を得て「財団法人日弁連交通事故相談センター」を1962年に設立し、同センターは、交通事故に関する相談、示談あっせんを行っている。2003年度の相談件数は、約35000件、示談あっせん受理件数は約1600件。
- 2 訴訟手続外の法律事務における隣接法律専門職種の位置づけ
日弁連と日本弁理士会との共同による「日本知的財産仲裁センター」を設置（1998年）
各弁護士会における土地家屋調査士との共同による紛争処理センターを設置（2002年から）
司法書士、弁理士の研修への協力（2003年から研修を実施）
各隣接法律専門職種の研修への協力。
- 3 弁護士法72条の規制内容の明確化
司法書士、弁理士の研修への協力
各隣接法律専門職種の業務に関する弁護士法72条の適用範囲の明確化
- 4 ワンストップ・サービスへの取組
ワンストップ・サービスの必要性についての検討
隣接法律専門職種等との協働の実状に関する検討
日本司法支援センターの創設に向けた検討と対応する態勢の整備
8. 企業法務等の位置付け

- 企業法務等の位置付けについて検討し、少なくとも、司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与を行うための具体的条件を含めた制度整備を行うべきである。
 - 特任検事、副検事、簡易裁判所判事の経験者の有する専門性の活用等を検討し、少なくとも、特任検事へ法曹資格の付与を行うための制度整備を行うべきである。
- 1 司法試験合格後の民間等での実務経験を経た者に対する法曹資格の付与のための制度

整備

弁護士法の一部改正（２００３年７月２５日公布。２００４年３月３１日公布。いずれも２００４年４月１日施行。）

司法修習生となる資格を得た後に衆議院議員又は参議院議員の職にあった期間が通算して５年以上になる者について、法務省令で定める機関（日弁連）が実施する研修を修了したときに弁護士となる資格を認定する制度の導入。

司法修習生となる資格を得た後に企業その他の役員、代理人又は使用人その他の従業者として法律の定める事務に従事した期間が通算して７年以上になる者について、法務省令で定める機関（日弁連）が実施する研修を修了したときに弁護士となる資格を認定する制度の導入。

司法修習生となる資格を得た後に公務員として法律に定める事務に従事した期間が通算して７年以上になる者について、法務省令で定める機関（日弁連）が実施する研修を修了したときに弁護士となる資格を認定する制度の導入。

弁護士となる資格を取得するための認定制度と弁護士会による事前研修の制度化（２００４年３月までに制度化）

更に弁護士法の一部改正（２００４年３月。２００４年４月１日施行。）により事前研修対象者が増加することに伴う実施態勢の整備。

司法修習生となる資格を得た後、簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、法務事務官、司法研修所、裁判所書記官研修所若しくは法務省設置法第４条第３６号若しくは第３８号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、法制局参事、内閣法制局参事官、学校教育法に定める大学であって法律学を専攻する大学院の置かれているものの法律学を専攻する学部、専攻科若しくは大学院における法律学の教授又は助教授の地位にあった者が通算して５年以上になる者について、法務省令で定める機関（日弁連）が実施する研修を修了したときに弁護士となる資格を認定する制度の導入。

日弁連による第１回の研修の実施（２００４年９月から１０月まで）

2 企業法務の位置づけの検討

企業法務と弁護士法７２条に関する理事会決議（２００２年９月）

法曹制度検討会における日弁連の意見表明（２００２年９月）

法曹制度検討会での検討経過を踏まえ、NBL誌上で日弁連見解を表明（２００４年２月）

3 特任検事経験者への弁護士資格の付与

弁護士法の一部改正（２００３年７月成立・公布。２００４年４月１日施行。）

検察庁法第１８条第３項に規定する考試を経た後に検察官（副検事を除く）の職にあった期間が通算して５年以上になる者について、法務省令で定める機関（日弁連）が実施する研修を修了したときに弁護士となる資格を認定する制度の導入。

弁護士となる資格を取得するための認定制度と弁護士会による事前研修の制度化（２００４年３月まで）

日弁連による第１回の研修の実施（２００４年９月から１０月まで）